

# 令和4・5・6年度 茅野市入札参加資格審査申請（中間審査）について

## 【新規・追加・再審査申請】

茅野市が発注する建設工事、製造の請負契約及び測量、調査、設計その他の業務委託契約並びに物品等の購入の契約についての競争入札等に参加を希望する者は、茅野市が審査により付与する種類（区分）別の入札参加資格を得る必要があります。

今回は中間申請として、①新規に入札参加資格を申請する者、②入札参加資格者で営業所・業種（営業品目）の追加を申請する者、③建設工事の入札参加資格者で、等級格付の再審査を申請する者を対象に令和4・5・6年度の入札参加資格の審査を行います。入札参加資格審査（中間申請）を希望する事業者は以下の要領を参考に審査申請してください。

### 【個人情報の取り扱いについて】

申請内容に含まれる個人情報は、入札参加資格審査及び資格者名簿作成を目的として収集するものです。収集後は、茅野市個人情報保護条例及びその他の規程に基づいて、適切に管理・保管します。なお、代表者、受任者及び申請担当者の氏名情報については、県内の市町村、及びその他の公共事業発注者へ提供する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 1 入札参加資格の種類（区分）

### （1）建設工事

建設業法に定める29業種についてそれぞれ審査の上、資格を付与します。なお、経営事項審査の結果等（新客観点数）に基づき、土木一式工事及び建築一式工事の2業種にあっては、A、B、C、D又はEの5等級に、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事等の27業種にあっては、A、B、C又はDの4等級のいずれかに格付されます。

### （2）建設コンサルタント等

測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5業種について、経営規模等を審査し、それぞれの資格を付与します。

### （3）役務提供等

建設コンサルタント等に該当しない施設維持管理、検査調査分析、OA関連業務、運送、企画制作運営、業務代行等の業務について、経営規模等を審査し、それぞれの資格を付与します。

#### (4) 物品・印刷製本等

物品の販売、印刷製本等の製造の請負、リース・レンタル、競売等について、それぞれ審査の上、資格を付与します。

## 2 入札参加資格の有効期間

今回付与する入札参加資格の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの1年間です。

## 3 審査申請期間

令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）

※申請期間以外での随時受付は行いませんので、期間内に全申請書類を整えてください。

## 4 審査申請方法

原則、インターネット申請（LoGo フォーム）による電子申請とします。

（※インターネット申請ができない場合は、郵送又は持参による申請も認めます。）

### (1) インターネット申請

「茅野市入札参加資格審査申請書類の提出フォーム」(LoGo フォーム)

<https://logoform.jp/form/tKkC/449581>

- ① 上記のフォームにアクセスし、メールアドレスを入力してください。  
(※アクセスできるのは2月1日からとなります。)
- ② 入力したアドレスにメールが送信されます。
- ③ 受信したメールにあるURLへアクセスしてください。
- ④ 申込フォームに内容を入力し、必要書類を添付して申請してください。

### (2) 郵送又は持参による申請

#### (ア) 提出方法

- ① 持参の場合、申請期間内の午前8時30分～午後5時15分までに下記受付場所に持参してください。(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- ② 郵送の場合、申請期間内(期間内の消印有効)に下記受付場所宛に郵送してください。受付証の返信希望は極力ご遠慮ください。必要な場合は、宛先を記入した返信用はがき又は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

#### (イ) 受付場所

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市役所 総務部 財政課 契約検査係 (3階 34番窓口)

電話：0266-72-2101 (内線 166、167) F A X：0266-72-8522

## 5 審査書類

### (1) 提出物

各業種の「(表紙) 提出書類一覧・確認票」に記載されている提出書類のとおりです。  
※作成書類の詳細は「入札参加資格審査申請書作成について」(8項～)をご覧ください。

### (2) 提出要領

申請書類は、以下のア～エの種類(区別)ごとに①(表紙)提出書類一覧・確認票をPDF化、②入札資格審査申請書をPDF化、③その他添付書類を①に記載の番号順にPDF化し、①②③を提出フォームにそれぞれ添付してください。(郵送又は持参の場合は①～③の順に揃えて左側をひもで綴じてください。ファイル、ホッチキスは不可とします。)

- ア 建設工事
- イ 建設コンサルタント等
- ウ 役務提供等
- エ 物品・印刷製本等

### (3) 提出書類の省略について

- ①上記ア～エのうち、複数の種類(区別)に審査申請する場合、重複する添付書類は省略可とします。その際の添付書類は、上記ア～エの記号上位の部門に優先して添付又は綴じ込んでください。
- ②「建設工事」及び「建設コンサルタント等」について、長野県に入札参加資格申請を行った事業者については、提出書類の一部を省略できることとします。提出書類の詳細は、(表紙)提出書類一覧・確認票を参照してください。市内業者と市外業者では省略できる項目が異なります。また、「役務提供等」及び「物品・印刷製本等」については長野県に入札参加資格申請を行ったことによる提出書類の省略はありません。
- ③「建設工事」について、決算書又は確定申告書の提出が省略となりました。(令和3年2月から)

## 6 入札参加資格の申請要件

### (1) 共通要件

- ① 「市税」(茅野市に納付義務のある場合に限る)及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ③ 次のア～ウに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
  - イ 茅野市暴力団排除条例施行規則第2条で規定する暴力団関係者ではないこと。
  - ウ 茅野市建設工事入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

## (2) 建設工事

- ① 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ② 資格審査基準日（令和5年10月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していること。
- ③ 申請日までに、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること（加入義務のない者は除く）。

## (3) 建設コンサルタント等

- ① 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が資格審査基準日（令和5年10月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業種について、資格審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。
- ③ 資格審査基準日において、入札参加資格を希望する業種及び部門において、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条による登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条による登録又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条による登録を受けていること。ただし、資格審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請不可。なお、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの各登録規程に登録がない場合は、資格審査基準日において次に掲げる技術者を有していること。ただし、資格審査基準日以降に有しなくなった場合は申請不可。

ア 建設コンサルタントにあつては、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）、認定技術管理者若しくは建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者を有していること。

イ 地質調査にあつては、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち、地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士を有していること。

ウ 補償コンサルタントにあつては、補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者を有していること。

- ④ 申請日までに、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること（加入義務のない者は除く）。

#### （４） 役務提供等

- ① 役務の提供等の業務に係る営業年数が資格審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する役務提供等の業務について、資格審査基準日の直前 1 年間の営業年度において業務実績があること。
- ③ 法令に基づいて許可・認可等が必要な業務については、許可・認可等を受けていること。
- ④ 入札参加を希望できる業務は、5 業務までとします。

#### （５） 物品・印刷等

- ① 営業年数が資格審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する品目等について、資格審査基準日の直前 1 年間の営業年度において販売実績等があること。
- ③ 法令に基づいて営業上の許可・認可等が必要なものについては、許可・認可等を受けていること。
- ④ 入札参加を希望できる営業品目種別は、10 種別までとします。
- ⑤ 商業登記簿に記載のない営業品目種別は登録できません。

### 7 経常建設共同企業体結成上の留意事項

- ① 構成員全員が単体で入札参加資格審査申請をしていないこと。
- ② 構成員の数は 2 者又は 3 者とする。
- ③ 構成員となる者の組合せは、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。  
ただし個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近二等級までに属する者との組合せとすることができる。
- ④ 構成員は次の要件を満たす者とする。
  - ・入札参加資格を申請する業種について、許可を有しての営業年数が原則として 3 年以上あること。
  - ・入札参加資格を申請する業種について、元請として一定の業績を有することを原則とする。
  - ・全ての構成員が、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は、当該許可業種にかかる主任技術者となることができる者が存し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場に専任で配属し得ることを原則とする。
- ⑤ 構成員は他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。た

だし当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と、継続的な協業関係を確保でき、当該経常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一つの経常建設共同企業体の構成員となることができる。

## 8 特定関係について

次の各号のいずれかに該当する者は、同一の入札に参加する事ができません。

- ① 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。
- ② 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者。
- ③ 対象工事に係る設計業務の受託者と①②の関係にある者。

※該当する場合は様式9 特定関係調書を提出してください。

## 9 入札参加資格の承継について

会社の合併等の際、入札参加資格の承継が認められる場合があります。詳細は財政課契約検査係までお問い合わせください。

## 10 変更届について

入札参加資格が付与された後において、次の項目に変更があったときには、遅滞なく「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」又は「職員一覧表」に、必要な書類を添付して提出してください。

- ① 本店、支店又は営業所の所在地、電話番号又はFAX番号
- ② 商号又は名称
- ③ 代表者又は支店長(営業所長)
- ④ 廃業又は営業所の廃止、休止
- ⑤ 建設業許可区分等(例：一般許可→特定許可)
- ⑥ 従事する職員(市内業者のみ)

ア ①～⑤については、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、委任状、建設業許可証明書等、変更事項を証する書類を添付して「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。(国・県様式可)

イ ⑥については、建設工事にあつては、建設業に従事する職員一覧表(様式5)と追加職員の社員である証(健康保険証等)と資格の写し(保有資格全て)を添付して提出してください。建設コンサルタント等及び役務提供等にあつては、職員及び技術者一覧表(様式6)と追加職員の社員である証(健康保険証等)と資格の写し(保有資格全て)を添付して提出してください。健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキングを施してください。

※営業所・業種(営業品目)の追加は、中間申請のみとなります(変更届では追加できませんのでご了承ください。)

## 11 その他

- ① 申請内容に虚偽が確認された場合は、入札参加停止措置、又は入札参加資格の取消処分を行いますのでご注意ください。
- ② 審査の結果、入札参加資格を付与する場合は、5月中に通知します。
- ③ 入札参加資格者又はその使用人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者等が暴力団関係者の場合等には、その状況に応じて一定期間入札参加の停止をします。
- ④ 入札参加資格者が欠格事由に該当するに至った場合は、当該資格は取消されます。

### <諏訪南行政事務組合、白樺湖下水道組合、諏訪中央病院組合の入札参加資格>

上記各組合の入札は茅野市が代行しておりますので、茅野市の入札参加資格が必要となります。茅野市へ入札参加資格審査申請をしてください。

### <公立諏訪東京理科大学の入札参加資格>

「公立諏訪東京理科大学」の入札に参加する場合は、諏訪6市町村（茅野市、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村）のいずれかの入札参加資格が必要となります。

### <諏訪市・茅野市衛生施設組合の入札参加資格>

「諏訪市・茅野市衛生施設組合」への申請は不要です。「諏訪市・茅野市衛生施設組合 中央アメニティパーク」の入札に参加する場合は、諏訪市又は茅野市の入札参加資格が必要となります。諏訪市又は茅野市のどちらかへ入札参加資格審査申請をしてください。

## 入札参加資格審査申請書作成について

### 1 建設工事入札参加資格審査申請書作成について

「(表紙) 提出書類一覧・確認票」を参照してください。

#### ① (表紙)提出書類一覧・確認票(建設工事)

ア この票により提出書類を確認し、書類の不備がないか「申請者確認欄」にチェックしてください。

イ 各書類を番号順に添付してください。紙での申請の場合は左側をひも綴じして提出してください。(ファイル、ホッチキス不可)

#### ② 建設工事入札参加資格審査申請書 様式1-1・1-2

ア 右上の「1 新規」「3 追加」「4 再審査」から、該当するものを1つ選んで○印を付けてください。《注意》「3 追加」と「4 再審査」を同時申請する場合に限り、「3」と「4」の両方に○印を付けてください。

イ 記入内容は経営規模等評価結果通知書・総合評定値(令和4年10月1日~令和5年9月30日の間の決算に基づく通知書)に基づいて記入してください。

ウ 「本社所在地区分」欄は、本社(店)の所在地に該当する欄に○印を付けてください。

エ 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします(委任行為がある場合は、②には押印しなくてかまいません)。

オ 「委任行為の有無」欄は、委任行為がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○印を付けてください。「有」の場合は様式1-2へ委任先を記入してください。

カ 「担当者氏名又は申請代理人」欄は、電話等で申請の内容について照会したとき、説明できる担当者名、電話番号を記入してください。(行政書士等を含む)

キ 入札参加を希望する業種のみ○又は◎印を付け、許可区分、総合評点、年間平均完成工事高を記入してください。「参加希望」欄は、入札参加を新規又は追加希望する業種には○印を、再審査を希望する場合は登録済みの全業種に◎印を付けてください。再審査を申請された場合、登録済みの全業種について等級格付の再審査を行います。再審査を申請したい業種を選択することはできませんのでご注意ください。

#### ③ 経営事項審査結果通知書の写し

ア 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

令和4年10月1日~令和5年9月30日の間の決算に基づく通知書

イ 9月決算の事業所(会社)については、経営事項審査結果通知書が受付期間中に発行されないケースが考えられます。この場合は、「経営事項審査申請書の写し」及び「経営状況分析結果通知書の写し」を受付期間中に提出していただき、審査結果通知書が発行されましたら速やかに提出してください。

#### ④ 委任状 様式2



- ア 従たる営業所で、建設業の許可を有する営業所に契約等に関する権限を与える場合に提出してください。建設業許可を受けている業種でなければ入札参加を希望することはできません。
- イ 委任状に記載の委任事項全てに関して権限を与える場合に提出してください。委任事項を削除することはできません。
- ウ 委任期間は、令和6年6月1日～令和7年5月31日としてください。
- エ 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします。
- ⑤ 建設業許可証又は確認書の写し
- ア 入札参加を希望する業種の許可証の写しを提出してください。
- イ 従たる営業所で参加する場合は、その営業所で受けている建設業許可が確認できる書類を必ず提出してください。建設業許可を受けている業種でなければ入札参加を希望することはできません。
- ⑥ 市税の納税証明書（茅野市に納税義務がある場合）
- ア 法人の場合は代表者についても提出してください。
- イ 申請直前の未納額がないものであること。
- ウ 茅野市役所2階税務課19番窓口にて交付。
- ⑦ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)
- ア 法人「その3の3」、個人「その3の2」様式によるもの。
- イ 申請直前の未納額がないものであること。
- ウ 税務署にて交付。消費税及び地方消費税についての納税証明書の交付手続は、以下のホームページでご確認ください。
- （国税庁（納税証明書の交付請求手続）HP）
- <http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- 税務署では、手数料が安価で税務署窓口の待ち時間が短い「e-Taxを使った納税証明のオンライン請求」の利用をお勧めしております。
- （e-Tax（国税電子申告・納税システム）HP）
- [http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)
- エ 新型コロナウイルスの影響による納税徴収猶予の対象となっている場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は徴収猶予をしているものを除き未納がないことが確認できる納税証明書（その1）を提出してください。
- ⑧ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人)・身分証明書(個人)（写し可）
- ア 3ヶ月以内に発行されたものであること。
- イ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書は法務局にて交付。
- ウ 身分証明書は各市区町村にて交付。
- ⑨ 営業所一覧表 様式4（該当する業者のみ）
- ⑩-A 建設業に従事する職員一覧表 様式5（市内業者のみ）
- ア 全職員の社員である証(健康保険証等)の写し（※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。）を、また有資格者については資格の写し

(保有資格全て)を添付してください。

⑩-B 技術者一覧 様式7 (市外業者のみ)

- ア 市外業者は1部提出してください。これに関して添付する書類はありません。
- イ 様式7の項目が分かれば、国・県様式又は他に提出した様式等を利用し作成していただいても構いません。

⑪ 工事経歴書 様式8 (市内業者のみ)

- ア 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各営業年度における工事経歴を記載してください。
- イ 様式8の項目が分かれば、国・県様式又は他に提出した工事経歴書を利用していただいても結構ですが、工事場所が長野県であるものは、市町村名を付記してください。
- ウ 業種ごと作成してください。

⑫ 特定関係調書 様式10 (該当する業者のみ)

⑬ 誓約書 様式11

- ア 茅野市様式によること。

⑭ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書 様式12

- ア 総合評定値通知書で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又は当該加入義務がないことを確認できない場合は提出してください。

## 2 建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書作成について

「(表紙) 提出書類一覧・確認票」を参照してください。

① 提出書類一覧・確認票(建設コンサルタント等)

- ア この票により提出書類を確認し、書類の不備がないか「申請者確認欄」にチェックしてください。
- イ 各書類を番号順に添付してください。紙での申請の場合は左側をひも綴じして提出してください。(ファイル、ホッチキス不可)

② 建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書 様式1-3

- ア 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします(委任行為がある場合は、②には押印しなくてかまいません)。
- イ 「委任行為の有無」欄は、委任行為がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○印を付けてください。
- ウ 「担当者職氏名」欄は、電話等で申請の内容について照会したとき、説明できる担当者名を記入してください。
- エ 「行政書士等申請代理人」欄は、審査申請書の作成及び提出を行政書士等に依頼した場合に事務所名等を記入してください。
- オ 業種(細目)の追加を申請する場合は、追加を希望する業種(細目)のみ記入してください。登録済みの業種については記入しないでください。

- ③ 委任状 様式2
- ア 営業所等に契約等に関する権限を与える場合に提出してください。
  - イ 委任状に記載の委任事項全てに関して権限を与える場合に提出してください。  
委任事項を削除することはできません。
  - ウ 委任期間は、令和6年6月1日～令和7年5月31日としてください。
  - エ 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします。
- ④ 登録証明書又は登録通知書
- ア 入札参加を希望する業種の許可証の写しを提出してください。
- ⑤ 市税の納税証明書（茅野市に納税義務がある場合）
- ア 法人の場合は代表者についても提出してください。
  - イ 申請直前の未納額がないものであること。
  - ウ 茅野市役所2階税務課19番窓口にて交付。
- ⑥ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- ア 法人「その3の3」、個人「その3の2」様式によるもの。
  - イ 申請直前の未納額がないものであること。
  - ウ 税務署にて交付。消費税及び地方消費税についての納税証明書の交付手続は、以下のホームページでご確認ください。  
(国税庁(納税証明書の交付請求手続)HP)  
<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>  
税務署では、手数料が安価で税務署窓口の待ち時間が短い「e-Taxを使った納税証明のオンライン請求」の利用をお勧めしております。  
(e-Tax(国税電子申告・納税システム)HP)  
[http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)
  - エ 新型コロナウイルスの影響による納税徴収猶予の対象となっている場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は徴収猶予をしているものを除き未納がないことが確認できる納税証明書(その1)を提出してください。
- ⑦ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人)・身分証明書(個人) (写し可)
- ア 3ヶ月以内に発行されたものであること。
  - イ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書は法務局にて交付。
  - ウ 身分証明書は各市区町村にて交付。
- ⑧ 経営規模等総括表 様式3-1
- ⑨ 決算書又は確定申告書 (写し可)
- ⑩ 営業所一覧表 様式4 (該当する業者のみ)
- ⑪-A 職員及び技術者一覧表 様式6 (市内業者のみ)
- ア 全職員の社員である証(健康保険証等)の写し(※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。)を、また有資格者については資格の写し(保有資格全て)を添付してください。
- ⑪-B 技術者一覧 様式7 (市外業者のみ)

- ア 市外業者は1部提出してください。これに関して添付する書類はありません。
- イ 様式7の項目が分かれば、国・県様式又は他に提出した様式等を利用して作成していただいても構いません。
- ⑫ 業務経歴書 様式9(国・県様式可)
- ア 資格審査基準日の直前2年間の営業年度における業務実績を記載してください。
- イ 様式9の項目が分かれば、国・県様式又は他に提出した業務経歴書を利用していただいても結構ですが、業務場所が長野県であるものは、市町村名を付記してください。
- ⑬ 会社の写真(市内に新規に支店、営業所等の申請をする場合のみ)
- ア 全景、看板、事業所内部をそれぞれ1枚程度提出してください。
- ⑭ 特定関係調書 様式10(該当する業者のみ)
- ⑮ 誓約書 様式11
- ア 茅野市様式によること。
- ⑯ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類
- ア 申請時の直前の「健康保険」及び「厚生年金保険」の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料
- また、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料
- ⑰ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書 様式12
- ア 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入義務がない場合提出してください。

### 3 役務提供等入札参加資格審査申請書作成について

「(表紙)提出書類一覧・確認票」を参照してください。

- ① (表紙)提出書類一覧・確認票(役務提供等)
- ア この票により提出書類を確認し、書類の不備がないか「申請者確認欄」にチェックしてください。
- イ 各書類を番号順に添付してください。紙での申請の場合は左側をひも綴じして提出してください。(ファイル、ホッチキス不可)
- ② 役務提供等入札参加資格審査申請書 様式1-4
- ア 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします(委任行為がある場合は、②には押印しなくてかまいません)。
- イ 「委任行為の有無」欄は、委任行為がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○印を付けてください。
- ウ 「担当者職氏名」欄は、電話等で申請の内容について照会したとき、説明できる担当者名を記入してください。
- エ 「行政書士等申請代理人」欄は、審査申請書の作成及び提出を行政書士等に依頼

- した場合に事務所名等を記入してください。
- オ 入札参加を希望できる業務は、5業務までとします。
- カ 業種（細目）の追加を申請する場合は、追加を希望する業種（細目）のみ記入してください。登録済みの業種については記入しないでください。
- ③ 委任状 様式2
- ア 営業所等に契約等に関する権限を与える場合に提出してください。
- イ 委任状に記載の委任事項全てに関して権限を与える場合に提出してください。委任事項を削除することはできません。
- ウ 委任期間は、令和6年6月1日～令和7年5月31日としてください。
- エ 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします。
- ④ 営業許可・認可等の証明書
- ア 入札参加を希望する業種について、法令に基づいて得た許可・認可等の証明書がある場合は、許可証の写しを提出してください。
- ⑤ 市税の納税証明書（茅野市に納税義務がある場合）
- ア 法人の場合は代表者についても提出してください。
- イ 申請直前の未納額がないものであること。
- ウ 茅野市役所2階税務課19番窓口にて交付。
- ⑥ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- ア 法人「その3の3」、個人「その3の2」様式によるもの。
- イ 申請直前の未納額がないものであること。
- ウ 税務署にて交付。消費税及び地方消費税についての納税証明書の交付手続は、以下のホームページでご確認ください。
- （国税庁（納税証明書の交付請求手続）HP）
- <http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- 税務署では、手数料が安価で税務署窓口の待ち時間が短い「e-Taxを使った納税証明のオンライン請求」の利用をお勧めしております。
- （e-Tax（国税電子申告・納税システム）HP）
- [http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)
- エ 新型コロナウイルスの影響による納税徴収猶予の対象となっている場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は徴収猶予をしているものを除き未納がないことが確認できる納税証明書（その1）を提出してください。
- ⑦ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人）・身分証明書（個人）（写し可）
- ア 3ヶ月以内に発行されたものであること。
- イ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書は法務局にて交付。
- ウ 身分証明書は各市区町村にて交付。
- ⑧ 経営規模等総括表 様式3-2
- ⑨ 決算書又は確定申告書（写し可）

- ⑩ 営業所一覧表 様式4 (該当する業者のみ)
- ⑪-A 職員及び技術者一覧表 様式6 (市内業者のみ)
  - ア 2部提出してください。1部はひもで綴じ込み1部はゼムクリップ等で止めて提出してください。ひもで綴じたものには全職員の社員である証(健康保険証等)の写し(※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。)を、また有資格者については資格の写し(保有資格全て)を添付してください。
- ⑪-B 技術者一覧表 様式7 (市外業者のみ)
  - ア 申請業務に関わる資格保有者がいる場合提出してください。
  - イ 調書のほかに添付する書類はありません。
  - ウ 国・県様式又は他に提出した様式等を利用し作成していただいても結構です。
- ⑫ 業務経歴書 様式9
  - ア 資格審査基準日の直前2年間の営業年度における業務実績を記載してください。
  - イ 様式9の項目が分かれば、国・県様式又は他に提出した業務経歴書を利用していただいても結構ですが、業務場所が長野県であるものは、市町村名を付記してください。
- ⑬ 会社の写真 (市内に新規に支店、営業所等の申請をする場合のみ)
  - ア 全景、看板、事業所内部をそれぞれ1枚程度提出してください。
- ⑭ 特定関係調書 様式10 (該当する業者のみ)
- ⑮ 誓約書 様式11
  - ア 茅野市様式によること。

#### 4 物品・印刷製本等入札参加資格審査申請書作成について

「(表紙) 提出書類一覧・確認票」を参照してください。

- ① (表紙)及び提出書類一覧・確認票 (物品・印刷製本等)
  - ア この票により提出書類を確認し、書類の不備がないか「申請者確認欄」にチェックしてください。
  - イ 各書類を番号順に添付してください。紙での申請の場合は左側をひも綴じして提出してください。(ファイル、ホッチキス不可)
- ② 物品・印刷製本等入札参加資格審査申請書 様式1-5
  - ア 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします(委任行為がある場合は、②には押印しなくてかまいません)。
  - イ 「委任行為の有無」欄は、委任行為がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○印を付けてください。
  - ウ 「担当者職氏名」欄は、電話等で申請の内容について照会したとき、説明できる担当者名を記入してください。
  - エ 「行政書士等申請代理人」欄は、審査申請書の作成及び提出を行政書士等に依頼した場合に事務所名等を記入してください。
  - オ 入札参加を希望できる営業品目種別は、10種別までとします。

- カ 商業登記簿に記載のない営業品目種別は登録できません。
- キ 営業品目の追加を申請する場合は、追加を希望する営業品目のみ記入してください。登録済みの営業品目については記入しないでください。
- ③ 委任状 様式 2
- ア 営業所等に契約等に関する権限を与える場合に提出してください。
- イ 委任状に記載の委任事項全てに関して権限を与える場合に提出してください。委任事項を削除することはできません。
- ウ 委任期間は、令和 6 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日としてください。
- エ 「押印」欄は、入札・契約時に使用する印で押印をお願いします。
- ④ 営業許可・認可等の証明書
- ア 入札参加を希望する業種について、法令に基づいて得た許可・認可等の証明書がある場合は、許可証の写しを提出してください。
- ⑤ 市税の納税証明書（茅野市に納税義務がある場合）
- ア 法人の場合は代表者についても提出してください。
- イ 申請直前の未納額がないものであること。
- ウ 茅野市役所 2 階税務課 19 番窓口にて交付。
- ⑥ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- ア 法人「その 3 の 3」、個人「その 3 の 2」様式によるもの。
- イ 申請直前の未納額がないものであること。
- ウ 税務署にて交付。消費税及び地方消費税についての納税証明書の交付手続は、以下のホームページでご確認ください。
- （国税庁（納税証明書の交付請求手続）HP）
- <http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- 税務署では、手数料が安価で税務署窓口の待ち時間が短い「e-Tax を使った納税証明のオンライン請求」の利用をお勧めしております。
- （e-Tax（国税電子申告・納税システム）HP）
- [http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)
- エ 新型コロナウイルスの影響による納税徴収猶予の対象となっている場合は、納税の猶予許可通知書の写し又は徴収猶予をしているものを除き未納がないことが確認できる納税証明書（その 1）を提出してください。
- ⑦ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人)・身分証明書(個人)（写し可）
- ア 3 ヶ月以内に発行されたものであること。
- イ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書は法務局にて交付。
- ウ 身分証明書は各市区町村にて交付。
- ⑧ 経営規模等総括表 様式 3-3
- ア 希望する営業品目について、販売実績額等を記入してください。
- イ 販売実績の無い品目については、登録することはできません。
- ウ 入札参加資格を希望する品目等について、資格審査基準日の直前 2 年の事業年

度における販売実績を記入してください。

⑨ 組合員名簿

ア 法人格を有する組合が申請する場合には、全組合員の商号又は名称、住所、連絡先、代表者名の一覧を提出してください。

⑩ 会社の写真（市内に新規に支店、営業所等の申請をする場合のみ）

ア 全景、看板、事業所内部をそれぞれ1枚程度提出してください。

⑪ 特定関係調書 様式10（**該当する業者のみ**）

⑫ 誓約書 様式11

ア 茅野市様式によること。